

南極地域の環境の保護に関する法律 関係条文

第五条 何人も、南極地域においては、第七条第一項各号に掲げる要件に該当する旨の環境大臣の確認（次項を除き、以下単に「確認」という。）を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動以外の南極地域活動をしてはならない。ただし、特定活動については、この限りでない。

2～3（略）

第七条 環境大臣は、申請に係る南極地域活動計画に含まれるすべての南極地域活動が次の要件に該当すると認めるときは、次条及び第九条に規定する手続に従い確認をするものとする。

一 当該南極地域活動を構成する行為中に第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び第二十条の規定に違反するものがないこと。

二 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が第十四条第二項各号に該当する場合には、当該行為の目的が環境省令で定める当該行為の区分ごとに環境省令で定めるもの（科学的調査、教育資料の収集その他これに類する目的に限る。）であり、かつ、当該目的を達成するため必要な限度においてするものであることその他の環境省令で定める条件に適合すること。

三～五（略）

2（略）

第八条

1～3（略）

4 環境大臣は、前項の規定による措置をとろうとする場合において必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動について、南極地域に関し専門の学識経験のある者の意見を聴くことができる。

5～7（略）

第十三条 何人も、南極地域においては、鉱物資源活動をしてはならない。ただし、科学的調査であってその結果を公表することとされているものについては、この限りでない。

第十四条 何人も、環境省令で定める検査を受けている場合その他環境省令で定める場合を除き、生きていない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体（これらの個体の一部を含むものとし、これらの加工品を除く。）を南極地域に持ち込んで서는ならない。

2 何人も、南極地域においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 南極哺乳類若しくは南極鳥類を捕獲し、若しくは殺傷し、又は南極鳥類の卵を採取し、若しくは損傷すること（特定活動に係る行為又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を構成する行為（締約国の相当法令の規定により当該締約国において当該行為に関する許可その他のこれに類する行政処分を受けてする行為を含む。次号及び第三号において「確認行為」という。）に該当するものを除く。）。

二（略）

三 前項又は前二号に掲げるもののほか、南極地域に生息し、又は生育する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為（特定活動に係る行為又は確認行為を除く。）

3（略）

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則 関係条文

第十一条 法第七条第一項第二号の行為の区分は別表第五の上欄に掲げるものとし、同号の行為の目的は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、同号の条件は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

第十三条 環境大臣は、法第八条第四項の規定により学識経験のある者の意見を聴くときは、次条の南極地域活動計画確認検討委員名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

南極地域活動計画確認検討委員委嘱及び意見聴取要領

制定 平成 23 年 8 月 9 日

改正 平成 24 年 9 月 5 日

自 然 環 境 局

第 1 目的

本要領は、南極地域の環境の保護に関する法律（以下「法」という。）第 8 条第 3 項に基づく南極地域活動計画の確認等に際して、活動計画が南極地域の環境の構成要素に及ぼす影響等を的確に判断し、南極地域の環境の保護を図るため、法施行規則第 14 条の規定による南極地域に関し学識経験のある者への南極地域活動計画確認検討委員（以下「確認検討委員」という。）の委嘱及び法第 8 条第 4 項の規定による確認検討委員への意見聴取について必要な事項を定めるものである。

第 2 確認検討委員の委嘱

確認検討委員は、以下の観点から環境大臣が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日から当該年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 南極の環境要素（生物、地形等）に関し学識経験のある者
- (2) 南極地域での観測活動に関し学識経験のある者
- (3) 自然環境の環境影響評価に関し学識経験のある者

第 3 意見聴取の手続

法第 8 条第 4 項の規定に基づく確認検討委員への意見聴取は、以下の手続により行う。

- (1) 環境大臣は、自然環境局長に確認検討委員の会合（以下「委員会」という。）を開催させ、意見を聴取させる。
- (2) 委員会は、自然環境局長が議長として主宰する。
- (3) 委員会の聴取対象は以下のとおりとする。

南極地域活動のうち、南極環境影響評価実施要領（平成 9 年 10 月 8 日環境省告示第 57 号）に定める初期的環境影響評価及び包括的環境影響評価を要するもの。

のほか南極地域活動計画のうち必要なもの。

及び のほか南極地域の環境の保護に関する事項のうち必要なもの。

- (4) (3) の座長は、委員会の終了後遅滞なく委員会で述べられた意見について記載した書面を作成し、確認検討委員の確認を得る。
- (5) (4) により作成された書面をもって、法第 8 条第 4 項の規定に基づき聴取された確認検討委員の意見とする。
- (6) 議長は、自然環境局長の代理として、自然環境計画課長が務めることができる。

第 4 会議の公開

- (1) 委員会は原則として公開するものとする。なお、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらす

おそれがある場合には非公開とするものとする。

- (2) 座長は、委員会の公開に当たり、委員会の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。
- (3) 公開した委員会については資料及び会議録を公開するものとする。
- (4) 非公開の委員会については資料及び議事要旨を公開するものとする。

(参考資料3)

第55次南極地域観測隊による実施活動の一覧
(期間 平成25年12月5日～平成27年1月31日)

番号	南極地域活動の区分	制限行為の有無	過去の活動状況
1	観測船「しらせ」の運航	無	継続
2	「しらせ」乗員の研修及び公用水の採取	有	継続
3	海底地形調査	無	継続
4	潮汐観測(1) 潮位観測装置の保守作業	有	継続
5	潮汐観測(2) 副標観測	無	継続
6	潮汐観測(3) 水準測量	無	継続
7	潮汐観測(4) 野外臨時験潮	有	継続
8	潮汐観測(5) 野外臨時験潮 副標観測	有	継続
9	潮汐観測(6) 野外臨時験潮事前調査	有	継続
10	測地定常観測(1) 精密測地網測量、露岩域水床変動測量、水準測量、衛星用対空標識設置	有	継続
11	測地定常観測(2) GPS連続観測局及び固定観測装置保守	有	継続
12	測地定常観測(3) 精密地形測量、簡易空中写真撮影、簡易空中写真用対空標識設置	無	継続
13	電離層の観測 - 電離層垂直観測	無	継続
14	電離層の観測 - 衛星電波シンチレーション観測	無	継続
15	宇宙天気に必要なデータ収集 - データ転送	無	継続
16	電離層の移動観測 - 長波標準電波強度計測	無	継続
17	気象定常観測 地上気象観測、オゾン観測、日射放射の観測、天気解析、その他の観測の実施	無	継続
18	気象定常観測 高層気象観測、オゾンゾンデ観測	有	継続
19	気象定常観測(3) 気象ロボット、移動気象観測装置等による地上気象観測	無	継続
20	南極域中層・超高層大気を通して探る地球環境変動(1) 大型大気レーダー観測	有	継続
21	南極域中層・超高層大気を通して探る地球環境変動(2) 各種電波、光学観測	有	継続
22	南極域中層・超高層大気を通して探る地球環境変動(3) COゾンデ観測	有	新規
23	南極海生態系変動の観測 海洋モニタリング	無	継続
24	南極露岩域の物質循環と生物応答からみた生態系遷移の観測(1) 宗谷海岸夏期湖沼観測と資料採集	有	新規
25	南極露岩域の物質循環と生物応答からみた生態系遷移の観測(2) 自動環境観測装置のメンテナンス・回収・設置	有	新規
26	VLF帯送信電波強度測定	有	新規
27	インフラサウンド計測による電離層 - 大気 - 海洋 - 雪氷 - 固体地球の相互作用解明	有	新規
28	小電力無人オーロラ観測システムによる共役オーロラの経度移動特性の研究 - 無人磁力計ネットワークの保守 -	有	継続
29	SuperDARNとオーロラ多点観測から探る磁気圏・電離圏結合過程(1) SuperDARN短波レーダー観測	有	継続
30	SuperDARNとオーロラ多点観測から探る磁気圏・電離圏結合過程(2) ドームふじ全天カメラ観測	無	新規
31	「しらせ」航路上およびリュツォ・ホルム湾の海水・海洋変動監視(1)	無	継続
32	「しらせ」航路上およびリュツォ・ホルム湾の海水・海洋変動監視(2) 昭和基地付近の定着水変動観測	無	新規
33	極域から監視する全球雷・電流計活動と気候変動に関する研究(1) ELF波動観測	無	継続
34	極域から監視する全球雷・電流計活動と気候変動に関する研究(2) 大気電場観測	無	継続
35	太陽活動極大期から下降期におけるオーロラ活動南北共益性の研究	無	継続
36	エアロゾルから見た南大洋・氷縁域の物質循環過程(1) しらせ船上エアロゾル観測	無	継続
37	エアロゾルから見た南大洋・氷縁域の物質循環過程(2) エアロゾルゾンデ観測	有	継続
38	エアロゾルから見た南大洋・氷縁域の物質循環過程(3) エサロメータによる光吸収性エアロゾル濃度連続観測	無	継続
39	極限環境下における南極観測隊員の医学的研究	有	継続
40	「しらせ」砕氷航行時の船体応答および氷の崩壊挙動の観測(1) 「しらせ」砕氷航行時の氷の崩壊挙動の観測および氷海性能試験	無	新規
41	「しらせ」砕氷航行時の船体応答および氷の崩壊挙動の観測(2) 「しらせ」海水飛沫計測(着氷)	無	新規
42	ケーブダンレー沖における渓流系回収および水塊特性・海底地形観測	無	継続

番号	南極地域活動の区分	制限行為の有無	過去の活動状況
43	セール・ロンダーネ地域における絶対重力測定	有	新規
44	宙空圏変動のモニタリング(1) オーロラ光学観測	無	継続
45	宙空圏変動のモニタリング(2) イメージングリオメータ観測	無	継続
46	宙空圏変動のモニタリング(3) 西オングルでの電磁波動等の観測	無	継続
47	宙空圏変動のモニタリング(4) 地磁気観測	無	継続
48	宙空圏変動のモニタリング(5) 西オングル島宙空観測の基盤整備	有	継続
49	大気微量成分観測(室温効果気体)	無	継続
50	雲エアロゾル地上リモートセンシング観測	無	継続
51	気水圏変動のモニタリング エアロゾルの粒径分布の観測	無	継続
52	南極氷床の質量収支モニタリング 越冬観測	無	新規
53	地殻圏変動のモニタリング(1) 超伝導重力計連続観測	無	継続
54	地殻圏変動のモニタリング(2) 衛星データの地上検証観測/レーダーコーナリフレクターの設置及び維持	有	継続
55	地殻圏変動のモニタリング(3) 衛星データの地上検証観測/GPSによる潮位観測	有	継続
56	地殻圏変動のモニタリング(4) 衛星データの地上検証観測/GPSによる南極氷床、氷河変動観測	有	継続
57	地殻圏変動のモニタリング(5) 昭和基地での広帯域・短周期地震計によるモニタリング観測	無	継続
58	地殻圏変動のモニタリング(6) VLBI観測	無	継続
59	地殻圏変動のモニタリング(7) 露岩GPS観測	有	継続
60	地殻圏変動のモニタリング(8) 沿岸露岩域における広帯域地震計によるモニタリング観測	有	継続
61	地殻圏変動のモニタリング(9) 船上地圏地球物理観測	無	継続
62	地殻圏変動のモニタリング(10) 地温の通年観測	有	継続
63	地殻圏変動のモニタリング(11) DORIS観測	無	継続
64	生態系変動のモニタリング(1) アデリーペンギンの個体数観測	有	継続
65	生態系変動のモニタリング(2) 海洋生産モニタリング	無	継続
66	地球観測衛星データによる環境変動のモニタリング	無	継続
67	共通設営(1) ヘリコプターの運用	有	継続
68	共通設営(2) 「しらせ」- 昭和基地間の物資輸送	無	継続
69	共通設営(3) 夏期設営野外工事(機械部門)	有	継続
70	共通設営(4) 夏期室内関連作業	有	継続
71	共通設営(5) 夏期建設・土木作業	有	継続
72	共通設営(6) 昭和基地における夏期の生活活動	有	継続
73	共通設営(7) 越冬に必要な準備作業	有	継続
74	共通設営(8) 内陸への燃料輸送・保管及び新型トラクター走行試験のための旅行	有	継続
75	共通設営(9) 昭和基地における越冬生活基盤の維持	有	継続
76	共通設営(10) 昭和基地廃棄物埋立地調査	無	新規
77	海水のマイクロ波放射観測	無	新規
78	豪州気象局依頼によるブイ投入	無	継続
79	船上・水蒸気同位体観測	無	新規
80	Argoフロートの投入	無	継続
81	しらせ船上全天カメラ観測	無	新規
82	南極における紫外線の生物組織に及ぼす影響	無	継続
83	Argoフロートを用いた南極海ケルゲルン海台付近の基礎生産量の次空間変動観測	無	新規
84	FRR1を用いた基礎生産の長期変動モニタリング	無	新規
85	広報・啓蒙活動	無	継続
86	南極教員派遣プログラム	有	継続

南極の水耕栽培施設に関連した非在来種及び疾病リスクの軽減に向けたガイドライン

南極条約・環境保護に関する南極条約議定書 (Antarctic Treaty / Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty) では、生鮮食材の南極への持ち込みについて規定している。持ち込まれた生鮮植物を、特に葉物野菜やサラダ用野菜などの農産物を、長期間、良好な状態で保管しておくことは困難と思われる。さらに、研究及び実践上の経験から、このような施設が非在来種や疾病を宿す場合があることが明らかになっている。適切な手順を踏まえれば、安全な水耕栽培施設 (土壌無し) にて生鮮植物の農産物を「クリーン」な種子から育てることで、非在来種及び疾病を導入する危険性を削減し、基地職員に対して健康上の利益をもたらすことが可能となる。

以下のガイドラインは、適宜、南極の水耕栽培施設に関連した非在来種及び疾病リスクの軽減のために活用されることを意図して用意されたものである。水耕栽培施設の利用を計画している者にとって、環境影響評価の事前検討を行う際に、このガイドラインは有益なものであると思われる。

- 1) 非在来種 (例: 無脊椎動物及び微生物) の定着リスクを最小化するために、水耕栽培施設では、高いレベルの衛生状態が保たれなくてはならない:
 - a. 施設に立ち入りまたは施設を利用する職員は、水耕栽培及び耕作の衛生についてトレーニングを受けておくこと。また施設の利用に関するガイドラインは利用可能な状態にしておくこと。
 - b. 殺菌済み種子と、無菌処理された栽培用土や栄養剤のみを使用する。持ち込まれた生鮮農作物の挿し木や種子を用いてはならない。
 - c. 水耕栽培施設に立ち入る者は、手、靴、衣類を綺麗にしておくこと。施設に入室する前に、持ち込まれた生鮮農作物を取り扱うようなことは回避すること。
 - d. 水耕栽培施設内に、食物を持ち込まないこと。
 - e. ハーブなどの果実を利用しない植物は、開花及び結実させてはならない。そのような植物の花は除去した後、焼却、高圧蒸気滅菌処理を行い、南極から撤去させるため適切に密閉すること。
 - f. 床上設置型の仕掛け等の捕虫器 (例: ハエ取り紙) を施設内に設置し、定期的に監視すること。
 - g. 疾病 (葉に現れる斑点細菌病) の監視も定期的に行うこと。
 - h. 施設の洗浄、消毒を年に1回行い、植物、用土、栄養の交換と、水耕栽培施設の内装 (壁、照明機器、建具、容器類を含む) はすべて滅菌剤 (イソプロピル・アルコールまたは 10 倍希釈の漂白剤) による洗浄及び消毒を行うこと。
 - i. 老化した植物や用土は、焼却、高圧蒸気滅菌処理を施し、更に南極から撤去させるために適切に密閉すること。
- 2) 植物に疾病の発生が認められた場合には、施設は一時的に閉鎖させること。さらに:
 - a. すべての植物原料と栽培用土に対して除去、焼却、高圧蒸気滅菌処理を行い、南極から撤去させるため適切に密閉すること。
 - b. 水耕栽培施設の内装 (壁、照明機器、建具、容器類を含む) はすべて滅菌剤で洗浄及び消毒すること。
 - c. 施設を再開する前に、植物、用土、栄養物をすべて交換すること。
 - d. 疾病の発生を記録、報告、調査し、持ち込まれた種 (しゅ) や疾病の発生源を特定すること。